

第5章 計画の推進及び進行管理

5-1 計画の推進体制

本計画を効率的に推進していくために、以下の事項に取り組みます。

①市民、事業者、市の協働

本計画の実行性をより高めるためには、市民、事業者と市が環境の保全に対する共通の認識を持ち、それぞれの役割を分担し、相互の連携・協力が図れるような取組が必要となります。

市民や事業者からの提言などが反映されるよう配慮しながら、環境問題に関する施策、事業を推進していきます。

②環境情報の収集・発信

環境施策を効果的・計画的に推進するために、地域を超えて広く環境に関する情報を収集し、広報紙や市ホームページなどを通じて市民・事業者などに発信し、環境に関する情報を共有します。

③環境教育・環境学習の推進

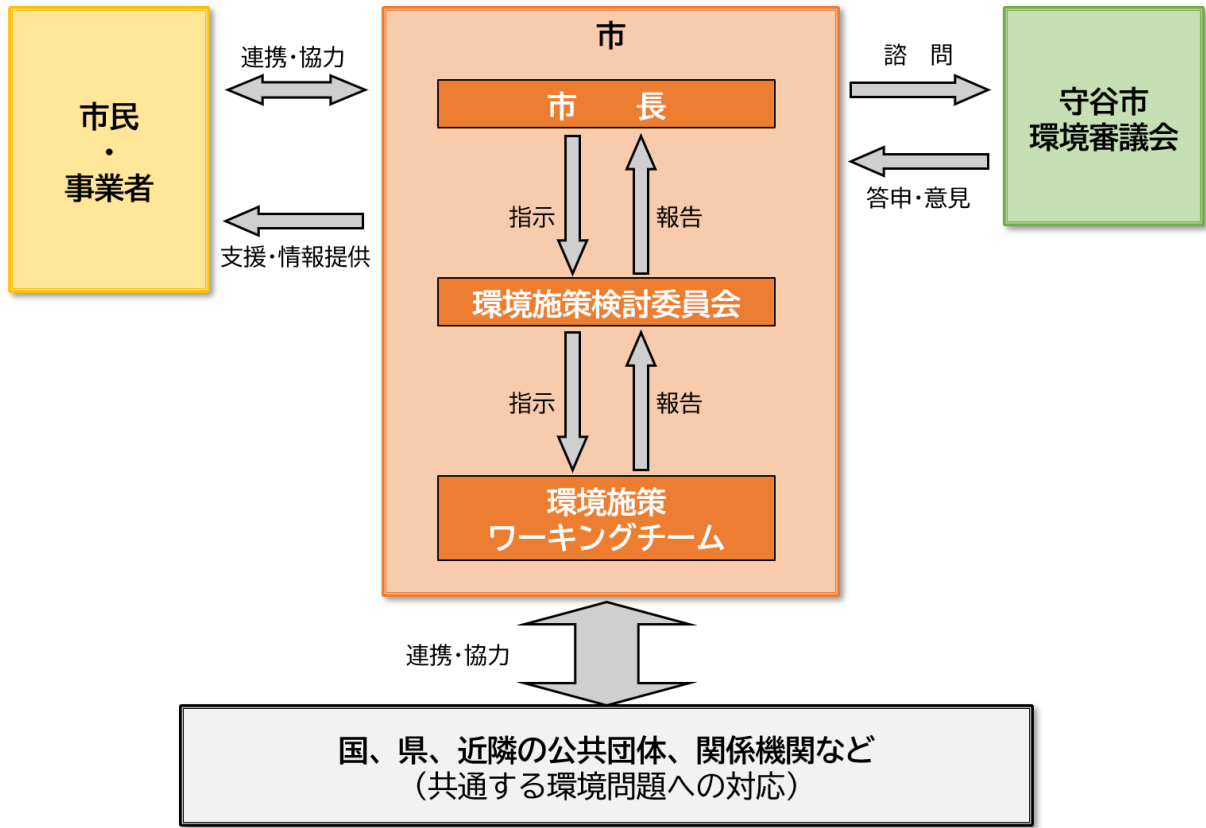
事業者や市は、従業員や職員に対して、環境教育・環境学習への参加奨励を行い、地域の環境保全活動などに率先して参加できる人材の育成に努めます。

また、市は、市民、事業者の環境保全への理解と積極的な活動を進めるため、環境教育・環境学習の場や機会の提供を行います。

④近隣の公共団体、関係機関などとの連携

市は、近隣の公共団体と共通する環境問題への対応について、国、県、近隣の公共団体、関係機関等との連携・協力を図りながら、広域的な視点から施策、事業の推進に取り組みます。

■ 推進体制図



5-2 計画の進行管理

本計画の実現に向けた継続的な改善を行うために、P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：点検・評価）、A（Action：改善）サイクルを活用して適切な進行管理をしていきます。

また、本計画に掲げる取組について進捗を図るうえで重要な指標を「目標とする指標」として位置づけ、現状値（令和6年度末）と目標値（令和16年度末）をもとに、進捗状況の管理を行い、達成に向けた要因分析等を適時適切に行います。加えて、本市の環境分野における実効性をさらに発揮させるため、環境基本計画に示す重要な「目標とする指標」以外の指標においても、進捗状況の管理や要因分析を実施し、施策の改善・見直しを行い、守谷市環境報告書にまとめ、達成状況の把握・評価ができるような仕組みづくりを検討します。

さらに、その内容を全職員で共有するとともに、守谷市環境審議会に報告し、精査を受けた上、市ホームページなどを活用して市民や事業者等に公表します。

